

# 令和4年度 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 貸付事業 募集要項

## 1 訓練促進資金 <資格取得後5年間従事で返還免除>

この事業は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的としています。

### ◆貸付の対象者

次の要件をすべて満たす方を貸付対象とします。

- ① 長崎県に住民登録をしている方
- ② 母子父子寡婦福祉法に規定する「高等職業訓練促進給付金」の支給を受けている方
- ③ 高等職業訓練促進給付金の対象となった養成機関を修了した後、長崎県内において取得した資格が必要な業務に従事しようとする方

※専門実践教育訓練給付金を受給する方及び自立支援教育訓練給付金を受給する方については、本貸付事業の入学準備金は貸付対象となりません。

※高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師の養成機関を修了する方が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、入学準備金は准看護師養成機関の入学時、就職準備金は看護師の養成機関を修了し、資格を取得した時点において申請して下さい。

### ◆貸付額及び対象経費

資金の種類	貸付額	貸付対象経費
入学準備金	500,000円 以内	養成機関に入学したとき (入学する際に必要となる準備金) 入学金、教材費、参考図書、学用品等
就職準備金	200,000円 以内	養成機関を修了し、資格を取得したとき (就職する際に必要となる準備金) 就職にあたり必要な被服・靴等 就職に伴い転居が必要な時の転居費用等

※貸付金額は千円単位とする。

### ◆申込受付期間 令和4年4月1日から随時受付

## ◆利子

連帯保証人を立てる場合は、無利子。連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後の利率は1%となります。ただし、返還期限を過ぎた場合は年3%の延滞利子を徴収します。

## ◆連帯保証人

- ・資金の貸付を受けた者と連帯して債務を負担することになります。
- ・申請者が未成年者である場合には、連帯保証人は法定代理人とします。
- ・申請時点では連帯保証人の所得証明書は不要ですが、貸付決定した申請者には、借入書等提出時に併せて連帯保証人の所得証明書を求めます。

(注意) **申請書に連帯保証人を記載する場合、予定としての氏名のみ記載し、押印はしないで下さい。押印すると課税文書となり印紙の貼付が必要となります。**

## ◆貸付申請の手続き

貸付を希望する方は、次の書類を揃え、高等職業訓練促進給付金の受給申請を行った県、市の福祉事務所等の母子・父子自立支援員の方を經由して提出して下さい。

## ○提出していただく書類

### 【入学準備金 申請者】

- ① ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書(様式第1号)
- ② 個人情報取扱いに関する同意書 (様式第2号 促進資金)
- ③ 住民票(世帯の全部、個人番号のないもの)
- ④ 高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し
- ⑤ 本人及び家族の所得を証明する書類(所得証明書、源泉徴収票等)
- ⑥ 申請書チェックリスト
- ⑦ 養成機関の長が証明する在学(籍)証明書

### 【就職準備金 申請者】

上記①～⑥に加えて下記の書類を提出して下さい。

- ⑧ 養成機関の課程を修了(卒業)したことを証明する書類の写し
- ⑨ 取得した資格を証明する書類の写し(免許証・資格登録書等の写し)

## ◆貸付金の返還免除

- ① 養成機関の課程を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、原則長崎県内において、取得した資格が必要な業務(以下「返還免除対象業務」という。)に5年間従事(1週間の所定労働時間が20時間以上とする。)したときは、貸付金の返還が免除されます。

- ② 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡又は心身の故障により業務ができない場合は、貸付金は免除されます。

## ◆貸付契約の解除

次の場合、貸付契約が解除されます。

- ① 養成機関を退学したとき
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
- ③ 死亡したとき
- ④ 訓練促進資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たとき
- ⑤ その他訓練促進資金の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき  
(養成機関在学中に再婚しひとり親でなくなった場合等)

## ◆貸付金の返還

次の場合(災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合を除く)、事由が発生した翌月から、貸付金の全額(利子がある場合は利子を含む)を原則として一括で返還しなければなりません。ただし、借受人の申し出があった場合は、養成機関に在学した期間の5倍以内に相当期間内で1月毎の返還の方法を認めることができます。

- ① 貸付契約が解除されたとき
- ② 養成機関を修了しかつ資格を取得した日から1年以内に、返還免除対象業務に従事しなかったとき
- ③ 原則、長崎県内において返還免除対象業務に従事しなくなったとき
- ④ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により返還免除対象業務に従事できなくなったとき

## ◆貸付金の返還猶予

次の場合においては、返還を猶予することができます。

- ① 訓練促進資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき
- ② 当該養成機関を卒業後さらに他種の養成機関において修学しているとき
- ③ 長崎県内において取得した資格が必要な業務に従事しているとき
- ④ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

## ◆各種届出等について

資金の貸付を受けた方は、在学状況、就業状況等を確認するため、毎年4月に書類の提出が必要です。県社協から書類提出の通知文が届いたら、期限までに福祉事務所等を経由して提出して下さい。

- ① 養成機関在学中は、毎年4月に在学証明書を提出して下さい、また、休学、復学、退学等、在籍状況に変化があった場合、速やかに県社協にご連絡下さい。

※准看護師養成機関を修了し、引き続き看護師の養成機関で修業する場合は、看護師の在学証明書を提出して下さい。

- ② 返還免除対象業務に従事している場合は、毎年4月に業務従事届を提出して下さい。年度途中で業務従事先を変更した場合は速やかにその旨県社協に連絡して下さい。

## II 住宅支援資金 <安定した就労後1年間従事で返還免除>

この事業は、母子父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金を貸し付けることにより、就労又はより稼働所得の高い就労、子どもの高等教育の確保につなげ、自立の促進を図ります。

### ◆貸付の対象者

次の要件をすべて満たす方を貸付対象とします。

- ① 児童扶養手当の支給を受けている者(若しくは所得が児童扶養手当支給水準の世帯の者)
- ② 県又は市で実施している「母子・父子自立支援プログラム策定事業」に基づくプログラムの策定を受けている者

### ◆貸付額及び条件等

住宅支援資金	入居している住宅の家賃の実費(月額条件 4 万円)
貸付期間	12 か月まで
利息	無利子

※貸付額の上限は月額 4 万円としているが、住居確保給付金など他制度による支援を受ける場合はその差額を貸付額の上限とする。

### ◆申込受付期間 令和 4 年 4 月 1 日から随時受付

### ◆貸付申請の手続き

住宅支援資金の貸付を受けようとするときは、次の書類を揃えて、自立支援プログラム策定を行った福祉事務所等の母子、父子自立支援員に相談のうえ、申請して下さい。

### ○提出していただく書類

- ① 長崎県ひとり親家庭高等職業訓練資金(住宅支援資金)貸付申請書(様式第1号)
- ② 母子・父子自立支援プログラム策定書の写し
- ③ 世帯全員の記載のある住民票(個人番号のないもの)

- ④ 本人及び家族の所得を証明する所得・課税証明書、源泉徴収票など
- ⑤ 長崎県住宅支援資金貸付における個人情報取扱同意書（様式第2号）
- ⑥ 賃貸住宅の賃貸契約書の写し
- ⑦ 申請書チェックリスト

## ◆貸付金の返還免除

- ① 現に就業していない者が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内に就職し、1年間継続して就業したとき
- ② 現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる職場に転職又は、雇用条件等の改善を受け、1年間引き続き就業したとき。（災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により就業できない場合は、引き続き就業しているとみなす。ただし、当該就業期間には参入しない。

## ◆貸付契約の解除

- ① 死亡したとき
- ② 住宅支援資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たとき
- ③ 住宅支援資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

## ◆貸付金の返還

- ① 住宅支援資金の貸付契約が解除されたとき
- ② 貸付終了後1年が経過したとき
- ③ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

## ◆申請先

- ・町（長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町、新上五島町）にお住まいの方は県の福祉事務所の相談窓口
- ・市にお住まいの方はそれぞれの市福祉事務所の相談窓口
- ・長崎市にお住まいの方は、長崎市子育て支援課の相談窓口
- ・佐世保市にお住まいの方は、佐世保市子ども子育て応援センターの相談窓口
- ・小値賀町にお住まいの方は、小値賀町福祉事務所の相談窓口

## ◆問い合わせ先◆ ☎852-8555

長崎市茂里町3番24号 長崎県総合福祉センター2F  
社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会 ひとり親家庭貸付担当